

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第24回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 収入印紙で注意すべきことを教えてください。

A

最近の税務調査では、「印紙税」の実態調査が実施されることが多いですが、実調経験から100% OKという例はほとんどなく、何らかの追徴課税がなされる場合

が多くあります。

そもそも収入印紙が必要な書類とは、「印紙税法」別表第一で明確に決められており、これを課税物件と言います。大きく20種類の文書が番号(号)をつけて掲げられていますが、実務的にはこれが分かりづらいのが現実です。例えば「雇用契約書」のような「不課税文書」は、印紙は必要ありません。また、課税文書に該当するが、金額が少額(3万円未満の領収書)や税理士等営業外の文書などは「非課税文書」として課税の対象外となっています。

一方で、工事請負契約書は第2号文書であり、金額により収入印紙が必要です。例えば年間契約で毎月10万円を支払う内容である場合、課税標準は10万円ではなく120万円、したがって印紙は200円ではなく400円です。

金額を入れるから印紙が必要、それなら金額を書かない形にすれば印紙はいらない……と考えている人が意外と多いのですが、それだと税務調

査時に大変な事態になります。金額が明記されていない、継続を基本とした合意契約書は2号文書でなく7号文書として扱われ、1文書につき無条件で4000円の収入印紙が必要になります。経済活動に関する契約で課税物件に当る文書が全て印紙税の対象になるのが原則なので、文書名の如何による判定はしないことになるのです。

消費税がかかる取引では例えば、「1億500万円(うち消費税額等500万円)」と記載すれば、課税標準1億円、6万円の印紙税。同じ取引でこれを「1億500万円(消費税額等5%を含む)」と記載した場合、消費税額等が必ずしも明らかでないと判断され、課税標準は1億500万円、印紙税額は何と10万円と認定するのが国税庁の見解です。インターネットでの契約(電子文書)は、印紙は必要ないのが現状。ただしそのデータを印刷して残す場合は、「控え」はOKですが正式文書となると印紙の対象になる。怠った場合、ペナルティとして過怠税(印紙税額の実質3倍)がかかるか、悪質行為は1年以下の懲役等犯罪行為(脱税)として扱われます。やはり、注意が必要ですね！

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>